

政令第二十一号

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第十一条及び旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旅館業法施行令の一部改正）

第一条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を削り、同条第二項中「法」を「旅館業法（以下「法」という。）」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「和式の構造設備による客室」を「一客室」に改め、「それぞれ」を削り、「七平方メートル」の下に「（寝台を置く客室にあつては、九平方メートル）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「これに類する設備」を「当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同項第

九号中「当該施設の」を「その」に、「第一条学校等の敷地」を「法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）」に、「当該第一条学校等」を「当該施設」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「都道府県」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）」を加え、同号を同項第八号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改める。

第三条中「、営業」を「、旅館業」に改め、同条第一号中「営業」を「旅館業」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第四項第二号及び第二十八条の九第四項第二号中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令の一部改正）

第三条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「めん類」を「麺類」に改め、同表第三号ただし書、第四号ただし書及び第五号ただし書中「あわせ」を「併せ」に改め、同表第十三号中「ホテル営業及び旅館営業」及び「これらの営業」を「旅館・ホテル営業」に、「あわせ」を「併せ」に改め、同表第十四号中「あわせ」を「併せ」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ホテル若しくは旅館」を「ホテル等」に改め、同条第一号中「ホテル（」を「ホテル等（」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「又は旅館（同法第二条第三項に規定する旅館営業に係る建物又は建物の部分をいう。同号において同じ。）」を削る。

第三条第一項第二号中「ホテル、旅館」を「ホテル等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に旅館業法の一部を改正する法律による改正前の旅館業法（以下「旧旅館業法」という。）第三条第一項の規定による許可を受けて旧旅館業法第二条第三項に規定する旅館営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、平成三十年十二月十五日までは、引き続き第一条の規定による改正前の旅館業法施行令第一条第二項に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準に適合する限り、第一条の規定による改正後の旅館業法施行令第一条第一項に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。